

令和7年度工事監査（土木工事・建築工事）の
結果に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条
第14項の規定に基づき、令和7年度工事監査（土木工事・建築
工事）の結果に係る措置状況報告を別紙のとおり公表する。

令和8年5月20日

| | | |
|-----------|----|----|
| 東京都北区監査委員 | 佐藤 | 明充 |
| 同 | 西村 | 泰信 |
| 同 | 坂口 | 勝也 |

8北土土第1252号
令和8年5月13日

北区監査委員 殿

東京都北区長
山田加奈



令和7年度工事監査（土木工事・建築工事）の結果に係る措置状況について

このことについて、令和8年3月26日付け7北監第1830号により報告された監査結果については、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき報告します。

記

1 意見・検討事項

区は、JR田端駅北口周辺のバリアフリー化として、高台側との高低差約10mのバリアを解消し、高齢者、障がい者等の円滑な移動の確保を目的に、エレベーターの設置及び高台と接続するスロープ等の整備を進めている。

（工事件名：田端駅前昇降機棟増築工事 工期：令和6年3月27日～令和8年3月31日 契約金額：421,740,000円）

この工事では、本来の目的である高台とのアクセスの他、中間階である2階へも、エレベーターの停止階を設け、隣接ビルの店舗へのアクセスも可能な計画としている。

しかし、エレベーターから店舗へは、ビル側にある高低差1m程度の、既設の階段を利用する必要があるなど、依然としてバリアフリー化されていない事象が見受けられた。

所管課によれば、設計段階でビル側との調整を重ね、店舗に至る経路のバリアフリー化の検討を行ったものの、費用や構造など、さまざまな課題から実現には至らなかったとのことであった。

区ではこれまで、「バリアフリー法」に基づき「北区バリアフリー基本構想」（全体構想）（地区別構想）を策定し、高齢者や障がい者をはじめ、さまざまな人に配慮したバリアフリーのまちづくりを進めてきている。

バリアフリー化の実現には、関係住民等の理解・協力を得ながら進める必要がある。今後も、隣接のビル所有者やテナント等と連携を図り、今回のエレベーターの設



置が、さらに意義のあるものとなるよう、また、利用者にとってよりわかりやすく、使いやすいものとなるよう、ハード・ソフト両面から配慮した対応を改めて検討されたい。

(土木政策課)

2 措置内容

バリアフリー化の実現には、関係住民等の理解・協力を得ながら進める必要があります。今後も、隣接のビル所有者やテナント等と連携を図り、今回のエレベーター設置が、さらに意義のあるものとなるよう、また、利用者にとってよりわかりやすく、使いやすいものとなるよう、隣接のビルと連携しながら、ハード・ソフト両面から配慮した対応を検討してまいります。

